

22日

交渉

13日

正午

会社・山元交渉を主張

期限付回答を要求

昭和三十七年上期々々手当斗争は、中斗組合第九号にもとずいて進めるとになり、呉島においても第一回面交を十日午後二時四十五分から第一会議室においておこなった。

冒頭、組合から要求書の説明をおし合い、まず、交渉方式について相互に集合交渉方式（交渉場所東京）を申入れ、十三日正午までの期限付回答を要求した。

また、組合から要求の期手斗争は他産業に比して遅れており、精神的な適合を推したい。契約としては二十日以降を実行付保としているので、会社も早急に契約され満足されるよう強く要請した。

これに対し会社は「精神的な適合を進めたいが、具体的には事務局で適合をする。交渉方式については、呉島のおかれている事情からして金銭面との関係もあり、会社としては山元交渉の方が望ましいと考えているが早急に検討して数日、回答したい」と答えた。

組合は、さらに今次期手斗争は第三次合組化斗争における決定もあるし、それが生かされるかどうか大きな関心がある。この点を特に申し立て、早稲田湖解決を望む」と、満意を促して午後三時、第一回の面交を終った。なお、中央大手における交渉内容も、交渉方式については会社側は、いずれも山元交渉を主張している。

以上

1962/11

ニヨース

期斗情報

期斗の集合交渉申入れに
対する会社回答

去る十日第二回函交に於て、中斗指令第九号に基き
集合交渉の申入れを行い十三日正午迄の期限付回答
を求めていたが、十三日正午会社は次の通り回答し
てきた。

「当社の実情がらいつて集合交渉には応じがた
したがって現地交渉により解決を図りたい。」

以上

⑤ 他社関係は判明次第おしよせしむ。

1962-7-13

会社・組合に貸し出しを提議す

組合・実力行使で抗議を決定

会社は、一八日午後四時組合に対して、町費増加による銀行融資の困難を理由として、一八日の貸金支払いが、一〇〇%支払い困難であるという一方的提議を行つてきた。

この会社提議に対し、組合は直ちに緊急執行委員会を開き抗議の結果、つぎの結論に至つた。

貸金支払い日を前日に控えた一七日、しかも午後四時にいたり遅刻に水の貸金支払い提議は、全く町費間のあり方を一方的にのみにしたものであり、至當否として許されざる行爲である。

従つて、組合は執行委員会の責任において実力行使をもつて抗議することとせし、会社に対し至當否の責任における努力を強かに固交のなかで要求する。

以上の結論に基づき、午後七時三〇分直ちに固交を行い会社に対し抗議することとせし、その責任を追究し、固交のなかで組合の態度を明らかにした。

なお、実力行使の規模・その他については、あらためて指示する。

1962-7-17

シラフ

▲▲▲ 組合の目的と政策 ▲▲▲

一 七月二十七日、午後七時三〇分までの開会における

会 社 提 案

七月二十八日までに、次の通りとした。

一、七月三十一日に組合払いを受けた者については、各人の差引渡金の八五%相当額

組合払いを受けずに済む者については、組合額の七五%相当額を支払う。

なお、この場合、一〇〇円未満の額については、四捨五入とする。

二、生活困難者等については、別枠で處理する。

この決議、並次に取扱ひについては七月十八日に発表する。

三、別項で示す通り、出来あがき等々を組合員に配分する。

以 上

自 昭和三十六年三月一六日
至 昭和三十六年四月一九日

大辻礦業所新大辻坑における
変災時の救護隊行動記録

救護隊本部

貝島大之浦救護隊

3月16日

B = 2次 C = 3次 D = 4次

姓名	主 要 色	人数	入 井 时 间	作 业 内 容	
1	江藤、大沢、藤本、大田、堀本	5	10' ~ 10'30	横断坑内上下点测定	C
2	中川、大沢、七郎、藤本、大沢	5	11' ~ 11'30	"	C
3	明石、近田、中田、藤本、大沢、堀本	6	11'30 ~ 12'40	"	C
4	明石、藤本、大沢、近田、中田	5	13'35 ~	5m 設置及点测定	C
5	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	7	14'30 ~	横断坑内	C
6	明石、大沢、中田、藤本、山本、藤本、藤本	7	14'30 ~	"	C
7	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	7	14'30 ~	"	C
8	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	7	14'30 ~	"	C
9	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	7	14'30 ~	"	C
10	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	6	21'25 ~	横断坑内测定	C
11	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	6	1'30 ~	横断坑内测定	C
12	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	5	2'00 ~	横断坑内	B
13	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	6	2'30 ~	横断坑内测定	C
14	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	6	3'30 ~	横断坑内测定	C
15	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	5	4'30 ~	"	C
16	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	5	5'30 ~	"	C
17	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	5	6'00 ~	"	C
18	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	6	6'20 ~	横断坑内测定	C
19	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	7	6'40 ~	横断坑内测定	C

3月17日

9	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	7	9'00 ~ 10'30	横断坑内测定	C
10	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	6	11'05	横断坑内测定	C
11	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	5	11'45	"	C
12	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	6	12'30	横断坑内测定	C
13	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	5	14'30	横断坑内测定	C
14	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	6	17'30	横断坑内测定	C
15	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	5	17'30	"	B
16	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	7	18'00	横断坑内测定	C
17	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	7	20'30	"	C
18	明石、大沢、藤本、中田、藤本、川崎	6	21'15	横断坑内测定	C

序号	地名	人名	入部日期	校務内容	備考
1/1	郡山、吉野、高松、安東、荒川	5	2/15	ビニール袋作り	C
1/2	石巻、松尾、荒木、迫野、井上、竹下	6	2/15	緑色の又原紙、松尾中又原紙	C
1/3	石巻、松尾、荒木、迫野、井上、竹下	6		緑色の又原紙、松尾中又原紙	C
2	中川、又原、七尾、藤原、松尾	5	3/00 ~ 3/00	松尾中又原紙	C
3	郡山、迫野、松尾、荒木、迫野	6	4/00 ~ 5/00		C

3月18日

7	郡山、中川、松尾、松尾、松尾	5	7/00 ~ 8/00	松尾中又原紙	C
10	郡山、中川、松尾、大宮、松尾、松尾	6	8/00 ~ 10/00		C
11	郡山、中川、松尾、松尾、松尾	5	10/00 ~ 11/00		C
10	郡山、中川、松尾、大宮、松尾、松尾	6	12/00 ~ 1/00	松尾中又原紙、松尾中又原紙	C
11	郡山、中川、松尾、松尾、松尾	5	1/00 ~ 1/00		C
8	郡山、中川、松尾、中川、松尾、松尾	7	2/00 ~ 2/00	松尾中又原紙	D
1	松尾、松尾、松尾、大又原、大宮	5	2/00 ~ 2/00		D
2	中川、又原、七尾、藤原、松尾	5	2/00 ~ 1/00	松尾中又原紙	C
9	郡山、松尾、中川、松尾、松尾、松尾	7		松尾中又原紙	
12	石巻、松尾、竹下、迫野、荒木、井上	6			

3月19日

3	郡山、中川、松尾、松尾、松尾、松尾	6	6/00 ~ 7/00	7松尾中又原紙、7松尾	C
7	郡山、中川、松尾、松尾、松尾、松尾	7		松尾中又原紙 (松尾中又原紙)	C
10	郡山、中川、松尾、大宮、松尾、松尾	6	1/00 ~ 1/00	松尾中又原紙、松尾中又原紙	C
11	郡山、中川、松尾、松尾、松尾、松尾	5	1/00 ~ 1/00	松尾中又原紙	C
8	郡山、中川、松尾、中川、松尾、松尾	7	1/00 ~ 1/00	松尾中又原紙	D
12	石巻、松尾、松尾、松尾、井上、竹下	6			D
1	松尾、松尾、松尾、大又原、大宮	5	2/00 ~ 1/00	松尾中又原紙	D
2	中川、又原、七尾、藤原、松尾	5			C
1	松尾、松尾、松尾、大又原、大宮	5	1/00 ~ 2/00		C
2	中川、又原、七尾、藤原、松尾	5	1/00 ~ 2/00		C
1	松尾、松尾、松尾、大又原、大宮	5	2/00 ~ 4/00		D
2	中川、又原、七尾、藤原、松尾	5			C
3	郡山、中川、松尾、松尾、松尾、松尾	6	4/00 ~ 4/00		C
7	郡山、中川、松尾、松尾、松尾、松尾	7			C
3	郡山、中川、松尾、松尾、松尾、松尾	6	5/00 ~ 6/00		C
7	郡山、中川、松尾、松尾、松尾、松尾	7			C

三月二十日

[illegible]

7	天竺、慈航、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	7	7.45 ~ 18.30	南二區、南院	C
11	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	5	18.35 ~ 18.45	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	C
8	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	7	-	-	C
1	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	5	18.35 ~ 18.35	-	C
12	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	6	-	-	C
2	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	6	18.35 ~ 18.35	-	C
9	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	7	-	-	C
7	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	7	18.35 ~ 18.35	-	C
10	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	6	-	-	C
11	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	6	18.35 ~ 18.35	-	C
3	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	5	-	-	C
8	妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮、妙蓮	5	-	-	C

1	正絹、絹本、麻布、大天竺、大仏、(毛織)	5	11.55 ~ 14.55	《日本書紀》 《古事記》 《日本書紀》	C
2	土田、大絹、七巻、絹織、絹織	5	-	西三河、徳島、徳島	C
3	麻織、市布、木綿、白灰、絹織	5	-	徳島、	D
4	花田、絹本、白絹、絹織、絹織	5	-	徳島、徳島	D
5	花田、正絹、花田、絹織、絹織	5	-		D
6	花田、大絹、絹織、絹織	5	-		D
	大絹、絹本、絹織	3	0' ~ 1'	糸、絹織	
	絹織、白絹、絹織	3	1'00 ~ 2'00	-	C
	川田、絹本、大絹	3	2'00 ~ 2'00	-	

3月27日

序号	姓名	年龄	性别	入籍	入籍日期	入籍理由	备注
2	山口、七郎、松本、久保、藤田、水野	6	男	8230	12/10	8230 12/10	入籍理由
7	志保、大田、大友、藤、藤、藤	5	男	8230	12/10	8230 12/10	入籍理由
4	松田、松田、松田、松田、松田、松田	6	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由
7	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由
8	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由
5	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由
6	松田、松田、松田、松田、松田、松田	6	男	2030	12/10	2030 12/10	入籍理由
9	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	2030	12/10	2030 12/10	入籍理由
3	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	2030	12/10	2030 12/10	入籍理由

3月27日

2	山口、七郎、松本、久保、藤田、水野	5	男	8230	12/10	8230 12/10	入籍理由	C
7	志保、大田、大友、藤、藤、藤	5	男	8230	12/10	8230 12/10	入籍理由	C
4	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
7	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
5	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
8	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
6	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
3	松田、松田、松田、松田、松田、松田	6	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
9	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C

3月28日

1	山口、七郎、松本、久保、藤田、水野	5	男	8230	12/10	8230 12/10	入籍理由	C
2	志保、大田、大友、藤、藤、藤	5	男	8230	12/10	8230 12/10	入籍理由	C
4	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
7	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
6	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
8	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
3	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
9	松田、松田、松田、松田、松田、松田	6	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C
5	松田、松田、松田、松田、松田、松田	5	男	1350	12/10	1350 12/10	入籍理由	C

3月29日

期星	院	片名	人票	入票	出票	作	實	次	註
1	日	七龍 龍虎 天龍 龍虎 (4-23)	6	815	1135	9400 10000	陳嘉庚 王水	9400 10000	特等
2	日	龍虎 龍虎 天龍 龍虎 (4-23)	6	815	1135	9400 10000	陳嘉庚 王水	9400 10000	特等
3	日	龍虎 龍虎 天龍 龍虎 (4-23)	6	815	1135	9400 10000	陳嘉庚 王水	9400 10000	特等
4	日	龍虎 龍虎 天龍 龍虎 (4-23)	6	815	1135	9400 10000	陳嘉庚 王水	9400 10000	特等
5	日	龍虎 龍虎 天龍 龍虎 (4-23)	6	815	1135	9400 10000	陳嘉庚 王水	9400 10000	特等
6	日	龍虎 龍虎 天龍 龍虎 (4-23)	6	815	1135	9400 10000	陳嘉庚 王水	9400 10000	特等
7	日	龍虎 龍虎 天龍 龍虎 (4-23)	6	815	1135	9400 10000	陳嘉庚 王水	9400 10000	特等
8	日	龍虎 龍虎 天龍 龍虎 (4-23)	6	815	1135	9400 10000	陳嘉庚 王水	9400 10000	特等
9	日	龍虎 龍虎 天龍 龍虎 (4-23)	6	815	1135	9400 10000	陳嘉庚 王水	9400 10000	特等
10	日	龍虎 龍虎 天龍 龍虎 (4-23)	6	815	1135	9400 10000	陳嘉庚 王水	9400 10000	特等

[illegible]

三月三十一日

1	巨野 七条 渠首 万源 鸭儿 东源	6	2005 ~ 1995	9.58 10.23	两次作费	10.23 11.30	修 路	C
2	巨野 渠首 万源 鸭儿 东源	5	8005 ~ 12005	9.58 10.05	修 路	10.05 12.20	两次作费	
3	巨野 鸭儿 三条 渠首 东源	5	1905 ~ 1995	12.25 12.41	两次作费	12.41 12.41	修 路	10.05 10.05
4	巨野 鸭儿 三条 渠首 东源	5	1205 ~ 1210	12.25 12.41	修 路	12.41 12.41	两次作费	
5	巨野 鸭儿 三条 渠首 东源	5	1205 ~ 1210	12.25 12.41	修 路	12.41 12.41	两次作费	
6	巨野 鸭儿 三条 渠首 东源	5	1205 ~ 1210	12.25 12.41	修 路	12.41 12.41	两次作费	
7	巨野 鸭儿 三条 渠首 东源	5	1205 ~ 1210	12.25 12.41	修 路	12.41 12.41	两次作费	
8	巨野 鸭儿 三条 渠首 东源	5	1205 ~ 1210	12.25 12.41	修 路	12.41 12.41	两次作费	
9	巨野 鸭儿 三条 渠首 东源	5	1205 ~ 1210	12.25 12.41	修 路	12.41 12.41	两次作费	

4月 / 日

院名	院 員 名	人数	入院時間	内 容	内 容
2	石塚、大友、大友、中、植木	5	8:30 ~ 12:25	8:30 (12:25)	腰痛、心臓病、消化器病
1	田中、大友、植木、中、大友	5	8:30 ~ 12:35	8:30 (12:35)	腰痛、心臓病、消化器病
4	田中、大友、植木、中、大友	5	11:15 ~ 12:45	11:15 (12:45)	腰痛、心臓病、消化器病
7	田中、大友、植木、中、大友	5	13:00 ~ 15:00	13:00 (15:00)	腰痛、心臓病、消化器病
5	田中、大友、植木、中、大友	5	16:30 ~ 18:30	16:30 (18:30)	腰痛、心臓病、消化器病
8	田中、大友、植木、中、大友	5	19:00 ~ 21:00	19:00 (21:00)	腰痛、心臓病、消化器病
3	田中、大友、植木、中、大友	5	22:00 ~ 24:00	22:00 (24:00)	腰痛、心臓病、消化器病
6	田中、大友、植木、中、大友	5	-	-	-
9	田中、大友、植木、中、大友	5	2:00 ~ 6:00	2:00 (6:00)	腰痛、心臓病、消化器病

4月 2 日

1	田中、大友、植木、中、大友	5	8:30 ~ 12:30	8:30 (12:30)	腰痛、心臓病、消化器病
2	田中、大友、植木、中、大友	6	8:30 ~ 12:30	8:30 (12:30)	腰痛、心臓病、消化器病
4	田中、大友、植木、中、大友	6	11:15 ~ 13:45	11:15 (13:45)	腰痛、心臓病、消化器病
5	田中、大友、植木、中、大友	5	13:00 ~ 15:00	13:00 (15:00)	腰痛、心臓病、消化器病
8	田中、大友、植木、中、大友	4	-	-	-
3	田中、大友、植木、中、大友	4	2:00 ~ 22:00	2:00 (22:00)	腰痛、心臓病、消化器病
6	田中、大友、植木、中、大友	5	-	-	-
9	田中、大友、植木、中、大友	5	2:00 ~ 6:00	2:00 (6:00)	腰痛、心臓病、消化器病
7	田中、大友、植木、中、大友	5	2:00 ~ 6:00	2:00 (6:00)	腰痛、心臓病、消化器病

4月 3 日

1	田中、大友、植木、中、大友	5	8:30 ~ 12:30	8:30 (12:30)	腰痛、心臓病、消化器病
4	田中、大友、植木、中、大友	5	8:30 ~ 12:30	8:30 (12:30)	腰痛、心臓病、消化器病
5	田中、大友、植木、中、大友	5	13:00 ~ 15:00	13:00 (15:00)	腰痛、心臓病、消化器病
6	田中、大友、植木、中、大友	5	15:00 ~ 18:00	15:00 (18:00)	腰痛、心臓病、消化器病

4月 4 日

1	田中、大友、植木、中、大友	5	8:30 ~ 12:30	8:30 (12:30)	腰痛、心臓病、消化器病
5	田中、大友、植木、中、大友	5	13:00 ~ 15:00	13:00 (15:00)	腰痛、心臓病、消化器病
4	田中、大友、植木、中、大友	6	22:00 ~ 4:00	22:00 (4:00)	腰痛、心臓病、消化器病
6	田中、大友、植木、中、大友	5	22:00 ~ 4:00	22:00 (4:00)	腰痛、心臓病、消化器病

4月 5 日

1	田中、大友、植木、中、大友	5	7:00 ~ 16:00	7:00 (16:00)	腰痛、心臓病、消化器病
---	---------------	---	--------------	-----------------	-------------

品名	単位	数量	入庫時期	備考
/ 田産、土産、海産、林産、雑貨		6	8.22 ~ 10.30	エントラベットの取付式は、エントラベットの構造に よって異なる。一般の構造のもの。

子 問 了 曰

ノ	地区	七番	市街	又田	商店		と	ボイ → 1530	コトニテ、五木丁一帯、名所川原橋越前 東江崎古池堤防公園	C
---	----	----	----	----	----	--	---	-----------	---------------------------------	---

大 同 學 堂

[illegible]

翠烟亭

七喜、原田、西村、佐藤	4	7700 ~ 16700	コレット製着衣、ターシャ製衣、タニタ製洋服店	0
七喜、原田、佐藤、西村	4	26700 ~ 7700	タニタ洋服店、タニタ洋服店、タニタ洋服店	0

4	2900 ~ 710	植物性肥料製造、(1) 大量肥料製造、(2) 肥料	④
---	------------	---------------------------	---

學 國 文 本

日期	2018-11-25	地点	中国地质大学(北京)
----	------------	----	------------

調査 担当 氏名 本間	4	23/8 ~ 7/20	ゴキウ留付不検使 谷川重雄送院
-------------	---	-------------	-----------------

[illegible]

	2015.7.6	2015.7.6 ~ 7.8	コンクリート基礎、木二重梁の打込み 作業完了。
--	----------	----------------	----------------------------

5	2870~600	全上
---	----------	----

5	1825-2218	金 上
---	-----------	-----

5	15'00" ~ 22'45"	全上
---	-----------------	----

調査 対象 氏名 性別 年齢 (歳)	5	1921 ~ 1930	コトノダノスミツネ、同市野間郡の農民
--------------------	---	-------------	--------------------

延 19日に全航引揚中

減員計画 (減員抽出のため)

536.5.6

職 種	職 名	新 坑		正 坑		二 坑		六 坑		その他		浦 計	
		現職数A 正社員	A-B	現職数A 正社員	A-B	現職数A 正社員	A-B	現職数A 正社員	A-B	現職数A 正社員	A-B	現職数A 正社員	A-B
通 正 常 課	内務工	66	77	68	3	13	15	17	1			77	92
	内務工	43	40	3		13	15	17	1			77	92
	内務工	23	26	3	2	13	15	17	1			77	92
	内務工	10	11	86	9	63	60	57	3	17	15	77	92
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
通 正 常 課	内務工	40	43	3	15	14	1	22	23	22	1	77	92
	内務工	33	34	33	1	17	19	12	1	11	10	77	92
	内務工	42	40	2	20	19	1	20	20	2	1	77	92
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
通 正 常 課	内務工	36	33	3	23	12	1	10	11	10	1	77	92
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
通 正 常 課	内務工	36	33	3	23	12	1	10	11	10	1	77	92
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
	内務工												
総 計		36	33	3	23	12	1	10	11	10	1	77	92

1. ○内の数値は現職数で示されている。
2. 勤務の現職数と現職数で示されている。
3. A欄中の数字はB/E現職の人数にてA-B欄中の数字はC/E現職の人数である。

表 2 減價配置正適

836.5.9

新 内 部			元 内 部			二 内 部			三 内 部			六 内 部		
人数	男	女	人数	男	女	人数	男	女	人数	男	女	人数	男	女
66	71	68	1			25	26	25						
49	43	40	13	15	14	17	21	19						
26	28	24				14	13	14						
90	95	86	63	60	57	57	60	57				23	25	23
2												9	10	9
41	43	40	14	15	14	22	23	22						
32	36	33	17	17	17	17	19	18				11	11	10
41	42	40	19	20	19	35	37	35						
240	256	232	178	172	161	178	195	181				3	3	2

是 O 的任意正数 ϵ 的人就

立候補届

貝島大と浦炭礦労働組合

に立候補

しますので御届け致します

昭和三十六年 月 日

候補者

印

責任者

印

選挙管理委員長

清水武夫殿

清水武夫殿 宛 投票用紙

印

責任者

印

候補者

昭和三十六年 月 日

立候補者の氏名

清水武夫

立候補者の住所

立候補届

(1) 目 的

第九回大会は、その行動方針にもつて各支部斗争を南北するとして、
諸斗争を結合して統一の指導とせらる。

(2) 構成

中央執行委員若干名 九州地方本部執行委員若干名 北海道支部
地方本部代表者各一名 社会主義各一名 常駐委員 必要に就し増設する。
北海道支部代表者各一名 社会主義各一名 常駐委員 必要に就し増設する。
中央へ社代表は、最低四名、理地駐在を確保する。

(3) 権限

中央より部隊提出とく中央と緊密な連絡とをとりつつ斗争の推進にあたる。
費用は中央本部負担とする。

(4) 場所

九州地方企業を整備及対斗争本部は地方本部内に設置する。

(5) 期 日

指導委員会は六月六日午前一時九州地方本部集會とする。

自 34年 7月
至 36年 5月 12日

[illegible]

(1) 主日に納入不可能な支部は、これを以て第金納入も、納入せず、控を三七月
 一日以降の期日支部負担とする。
 (2) 未納支部は、別に控を申し行つたもの、今控の控除対象者別金、今控の金、
 と勘算し、既納支部に入らぬ金納入、納入計画を明にせしむる努力を、七月
 に具し、
 (3) 長期未納支部、今控を、地方、これ、其、責任、立場、これ、元振、
 早急に決す。
 (4) 別控の支組の、地方、これ、戦時部長、合議、関係、納入状況、報告、
 本部支部、支組を把握す。
 (5) 経許、今控、支、これ、経許、戦時部長、改算、通に要請、これ、
 六月、支、支組、関係、これ、有、中、合、これ、もし、不能、場合、支、支、
 行、納入、
 (6) 芳金、利息、
 別控、報告、通、三月、以降、
 控、
 各、支、支組、
 (7) 全国戦時部長合議関係につて、
 本報告、
 四月、下旬、
 全国戦時部長合議、関係、

第一二回中央委員会
決定事項 (三六・六・二)

同級授業にもいふ多量香煙の消費、文の通り決定した。

一、改定軍用紙法に於ては條約にのひては確保せるが、直ちに下附附款を付し、通常的には
改定軍用紙大会へ其附款の同一で決定する。

二、改定軍用紙法に於ては條約に於ては確保せるが、直ちに下附附款を付し、通常には
改定軍用紙大会へ其附款の同一で決定する。

三、改定軍用紙法に於ては條約に於ては確保せるが、直ちに下附附款を付し、通常には
改定軍用紙大会へ其附款の同一で決定する。

決定する。

二 坑支部長補充選挙に伴う

選挙規則に基づく自治会選挙第十九条選挙運動の規制について

昭和二十六年八月二日

選挙八ヶ岳自治会選挙運動規則

四 選挙運動の規制

自治会を主とする選挙運動

一 期日前の選挙運動

二 投票日の選挙運動

三 選挙運動の方法

四 選挙運動の禁止事項

五 選挙運動の罰則

六 選挙運動のその他

七 選挙運動のその他

八 選挙運動のその他

九 選挙運動のその他

十 選挙運動のその他

十一 選挙運動のその他

十二 選挙運動のその他

十三 選挙運動のその他

十四 選挙運動のその他

十五 選挙運動のその他

十六 選挙運動のその他

十七 選挙運動のその他

十八 選挙運動のその他

十九 選挙運動のその他

二十 選挙運動のその他

二十一 選挙運動のその他

二十二 選挙運動のその他

二十三 選挙運動のその他

二十四 選挙運動のその他

二十五 選挙運動のその他

二十六 選挙運動のその他

二十七 選挙運動のその他

二十八 選挙運動のその他

二十九 選挙運動のその他

三十 選挙運動のその他

三十一 選挙運動のその他

三十二 選挙運動のその他

三十三 選挙運動のその他

三十四 選挙運動のその他

三十五 選挙運動のその他

三十六 選挙運動のその他

三十七 選挙運動のその他

三十八 選挙運動のその他

三十九 選挙運動のその他

四十 選挙運動のその他

四十一 選挙運動のその他

四十二 選挙運動のその他

四十三 選挙運動のその他

四十四 選挙運動のその他

四十五 選挙運動のその他

四十六 選挙運動のその他

四十七 選挙運動のその他

四十八 選挙運動のその他

四十九 選挙運動のその他

五十 選挙運動のその他

五十一 選挙運動のその他

五十二 選挙運動のその他

五十三 選挙運動のその他

五十四 選挙運動のその他

五十五 選挙運動のその他

五十六 選挙運動のその他

五十七 選挙運動のその他

五十八 選挙運動のその他

五十九 選挙運動のその他

六十 選挙運動のその他

六十一 選挙運動のその他

六十二 選挙運動のその他

六十三 選挙運動のその他

六十四 選挙運動のその他

六十五 選挙運動のその他

選挙規則第十九条に基づく

選挙運動規制事項

- 一 選挙運動の禁止事項
- 二 選挙運動の方法
- 三 選挙運動の禁止事項
- 四 選挙運動の罰則
- 五 選挙運動のその他
- 六 選挙運動のその他
- 七 選挙運動のその他
- 八 選挙運動のその他
- 九 選挙運動のその他
- 十 選挙運動のその他
- 十一 選挙運動のその他
- 十二 選挙運動のその他
- 十三 選挙運動のその他
- 十四 選挙運動のその他
- 十五 選挙運動のその他
- 十六 選挙運動のその他
- 十七 選挙運動のその他
- 十八 選挙運動のその他
- 十九 選挙運動のその他
- 二十 選挙運動のその他
- 二十一 選挙運動のその他
- 二十二 選挙運動のその他
- 二十三 選挙運動のその他
- 二十四 選挙運動のその他
- 二十五 選挙運動のその他
- 二十六 選挙運動のその他
- 二十七 選挙運動のその他
- 二十八 選挙運動のその他
- 二十九 選挙運動のその他
- 三十 選挙運動のその他
- 三十一 選挙運動のその他
- 三十二 選挙運動のその他
- 三十三 選挙運動のその他
- 三十四 選挙運動のその他
- 三十五 選挙運動のその他
- 三十六 選挙運動のその他
- 三十七 選挙運動のその他
- 三十八 選挙運動のその他
- 三十九 選挙運動のその他
- 四十 選挙運動のその他
- 四十一 選挙運動のその他
- 四十二 選挙運動のその他
- 四十三 選挙運動のその他
- 四十四 選挙運動のその他
- 四十五 選挙運動のその他
- 四十六 選挙運動のその他
- 四十七 選挙運動のその他
- 四十八 選挙運動のその他
- 四十九 選挙運動のその他
- 五十 選挙運動のその他
- 五十一 選挙運動のその他
- 五十二 選挙運動のその他
- 五十三 選挙運動のその他
- 五十四 選挙運動のその他
- 五十五 選挙運動のその他
- 五十六 選挙運動のその他
- 五十七 選挙運動のその他
- 五十八 選挙運動のその他
- 五十九 選挙運動のその他
- 六十 選挙運動のその他
- 六十一 選挙運動のその他
- 六十二 選挙運動のその他
- 六十三 選挙運動のその他
- 六十四 選挙運動のその他
- 六十五 選挙運動のその他

興島大之浦支部補充選挙日程表

二坑支部長補充選挙日程表

昭和三十三年六月三日

興島大之浦支部補充選挙会

選挙管理委員会

月日	曜	行事
六月三日	土	本部通達
六日	火	本部通達
七日	水	代選委員会(日曜選挙準備)
八日	木	選挙日程公示
九日	金	投票所等付
十日	土	投票所等付(正午まで)・候補者告示
十一日	日	投票所等付・立会開票会
十二日	月	不正投票
十三日	火	投票所等付
十四日	水	投票所等付(投票所等付)
十五日	木	新田事務所等付

興島大之浦支部二坑支部長補充選挙費予算(案)

1961.6.3

科目	金額	備考
人件費	28,900円	選挙費 1,000円×2人+250円×2=2,500円 フルタイム 250円×8人=2,000円
旅費	3,400	入場 1,700円×2人=3,400円
文具費	1,500	
印刷費	12,000	投票所等付投票票、投票所等付、公選文(1,350円)
会費	17,100	総計由金 2,000円×7=14,000円 ・印刷費 1,000円×7=7,000円 その他会費 15,000円
雑費	1,000	
計	63,900	

上諸問題は、大抵保安と多数の労働者の生命が一歩に奪われるという重大災害の危険を有するに
まつてゐる。

長島においても特に、二年災害が同様のにも大増大し、被害もめつかり附添つて来た。

このように災害の増大は単に働く者の不仕度から惹起した事象であらうか、むしろ経営者が
行っている合理化によるコスト削減から必然的に労働条件の悪化を招き下け、保安点検の活動等
が有形、無形のうちにわれわれにシラセられた結果、経営者の責任によつて引起つてゐるも
のである。

われわれは重大災害の発生、災害の増大について認識することは出来た。

にもみかみならず、今次有識者の十二万四千回検査の進行は必然的に労働者をおしつけ、災害
の危険に対する感覚をうしをわせ、保安点検や手入れをおるものにせよとせよとせよといふこと
うとしてゐる。

かかる状況に直面したわれわれは、働く者一人一人が保安に対する意識を更に強化して闘争を
結集し、人合関係の上に立ち立ち不安定な労働的を保安斗争を相違なれば、今後保安を相違する
とは出来ぬ。

これほど災害が頻発してゐるとき、固たる抵抗闘争的をことだけでは維持できない。保安強化
闘争のための重大なる決意を要するべきである。

なお、近日保安面を巡るものであるが、経営者は原則として保安面を創一的な行事とし、
形式的な保安対策でわれわれに対峙することは明らかである。

従つて、自分自身は重大災害を要請し、保安活動を要請し保安強化の闘いをすすめるため
実力行使を背景とした保安点検を指示してきた。
よつてわれわれは、この指示に基づき保安強化を確立するため、次の行動を開始し進める。

記

一、斗争の総論

1. 重大災害の防止

2. 災害防止対策

二、具体行動

1. 重大災害防止のため保安設備並びに改善について次の事項を主体とした点検を行う。

- (1) 災害発生時において迅速道路をふすべし坑道の整備
- (2) 坑内における電気機器の設置場所の防火及び防火設備の整備
- (3) 坑内において発生した火災に際し同様に対処するに充分な防火設備の整備
- (4) 坑内において一酸化炭素による中毒を防ぐための器具の整備
- (5) 坑内における可燃性ガス、自然発火又は雷爆の発生を知知するための自然発火警報の
整備
- (6) 坑内における濃密坑道の分岐点又は交差点等における急激の発生を防止するための濃
密警報の整備
- (7) 坑内における可燃性ガスの検知装置は煙突、出水又は火災の発生時における濃密警
報装置の整備

重大災害防止のため
の保安設備の整備

2 災害防土対策

國面する災害を防止するため、保安設備の点検を行い各船舶の保安を確立する。
 以上の牛いをするにあたり、組合員はそれぞれの船舶における不完全箇所を口頭分會を
 通じ各支部に報告する。各支部はこれが改善を共に要求する。
 対立点は本團に對峙し統一斗争としての牛いをする。

三、吉田のステージ・ビル

六月二十日	二十七口	点校斗拿
六月二十八日	三十口	本屋新粉
		要求書作成

七月一日……………要求自強團 交渉に入る

七日、日本に在る諸島の上、行方不明となり、とうとうしほしき雪の
場合、大の難境に遇ふことなり。

以上

一九六一年六月十二日

日本国共労働組合

中央斗争委員長 原

五

各地方本部
各支部
斗争委員長
各会館

中央斗争第六八号の取扱いに関する指示

中央斗争第六八号は第三八回会（六・八経丁）において緊急臨時設置部会を成立するとの旨で送られていたが、会館本部において緊急設置阻止のため要請を提出し、再議となった。

しかし、設置問題は緊急対策を要するものであるから、その取扱いについては結局と形勢を行つた通り、

「緊急設置の緊急性により実行を要する。このため六月九日中央国共労働組合を解散する」旨、六月十二日回会を得たので、中央斗争第六八号第一の4項以下の取扱いについて次のとおり変更する。

よつて左記指令する。

記

一、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。………、解散あり。

二、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

三、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

四、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

五、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

六、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

七、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

八、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

九、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

十、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

十一、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

十二、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

十三、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

十四、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

十五、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

十六、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

十七、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

十八、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

十九、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

二十、緊急指令第六八号の設置

は要請あり。

るが、さきとは今月中に決定され市販される。制作は最終制作所（東京）が一方のため自分の画は二
度目に完成するので、でもそれ早く手配するように配属すること。

（このマデは可及的早くかに送付する。）

四、警察呼出

すべての商店に救命器を設置する目的のために、各商店の中小従業員等の救急訓練（四〇回成、四
〇回成人員、救命器講習）を昭和し設置させる。

各商店において引渡訓練とすべき救急の設備、災害時における避難誘導を必ず要説明させ、その
引渡の要領を行なわせる。（進行可能とする）

また、店内における電気機器の設置場所の耐火及び防火設備の整備（形式的設備を改修させる）。

また、店内避難経路の明確化又は出入口における危険防止の警備設備の設置。
とくに換気扇又は人の通行の多い箇所を重点的に行う。

五、ストライキ指令書の整備

各労働組合等と協定し必要と認められた場合は中央労働委員会に労働組合の労働を行うものとする。

二、山田保太郎及び石田山田安親衛の改訂について

くねは労働命令どおりとする。

三、昭和以下本指令の一〇四以下において無効したため無効とする。

以上

一、専従者給与

料行給等一覧表

役名	基本給	役員手当	計	前年度組合専従者給与増額の割合
組合長	244,700円	63,000円	307,700円	30.0/1円
副組合長	204,700円	23,000円	227,700円	22.0/34円
書記長	244,700円	48,000円	292,700円	28.54/7円
支店長	244,700円	27,000円	271,700円	23.9/7円
専門部長	244,700円	23,000円	267,700円	23.0/8/7円
執行委員	244,700円	23,000円	267,700円	24.1/2円
監査員	244,700円	13,000円	257,700円	25.1/3/7円

◎ 上記金額に各人の家族手当が支給される

◎ 書記、書記長、助手、給仕、管理人等については略す

加算額の説明

昭和36年度ベースアップは成人男子一円40円、女子及び18才未満男子一円52円30銭である。これに基づき専従者の給与改訂であるが、基準賃金の引上げに対する差額部分のふくれも考えられる。

しかしながら、最近の各月をみてみると第二次全国化斗争により算定基礎とすることが困難である。

従って今年度は就労率なり基準外等を考慮して次の算式による金額を一律に加算する。

成人男子 60円×1.5 1500円

女子及び18才未満男子 52円30銭×2.5 1303円

註 書記、書記長、助手、給仕、管理人も同額の加算を行う。

二、賃金増額について

昭和36.6.16

品 目	一日当額	前年度増加分の割合
直 接 費	12,220円	11.15円
間 接 費	10,400円	9.6/1円
外 資 人 間 手	8,600円	7.8/0円
女子及び18才未満男子	5,200円	9.7/2円

加算額の説明

ベースアップに基づく賃金増額の改訂であるが、これについても専従者給与同様算定基礎に困難性がある。

しかしながら、この賃金増額については昨年度の手続算小委員会において昨年度のベースアップの部分が加算されていないので、本年度は昨年度分も含めて次の算式による金額を加算することとする。

	昭和36年度ベースアップ	昭和35年度ベースアップ	計	加算額
直接、間接、外資	19円47	60円	79円47	10.7円
女子及び18才未満男子	15円37	52円30	67円67	8.8円

三、実施期日については4月1日以後とし1～3月間については新ためて検討する。

組合規約附規則改正系綱

(一九六〇年六月一日)

現 行

一、会計規則

第六條

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

改 正

第六條

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

（行方）

三、同級及次級諸言語は一箇一箇の語である。
 六、語は非終語。

語は二十語とする。(……)

(……) 語は二十語とする。

附 記

表の語彙

五〇語以下
 一〇一語以下
 一〇二語以下
 一〇三語以下
 一〇四語以下
 一〇五語以下

五〇語
 一〇一語
 一〇二語
 一〇三語
 一〇四語
 一〇五語

上巻(……) 下巻(……)

三、同級及次級……一箇一箇の語である。
 六、語は非終語。

語は二十語とする。(……)

(……) 語は二十語とする。

附 記

五〇語以下
 一〇一語以下
 一〇二語以下
 一〇三語以下
 一〇四語以下
 一〇五語以下

五〇語
 一〇一語
 一〇二語
 一〇三語
 一〇四語
 一〇五語

上巻(……) 下巻(……)

昭和三十六年六月二〇日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長 塚

茂

貝島炭礦株式会社

社長 貝島大市 殿

東京 平田 炭礦

昭和三十六年上期炭鉱新採手当に關し左記のとおり要求する。

記

一、財 源

1. 昭和三十六年三月末日在籍炭鉱（組合専従者を除く）一人当たり平均二六〇〇〇円（税込。但し、労働関係保険金は手取り）とする。

2. 賃金臨時費、昭和三十六年四月一日以降の入籍者、昭和三十五年一〇月一日以降昭和三十六年三月末日に至る間の退職者については別途協議決定する。

二、配 分

各社各山において会社組合間で協議決定する。

上期 26,000円を要求
下期 半当

昭和三十六年六月二〇日

其島決闘株式会社
正員 其島太市 監

日本労働組合
中央執行委員長 謹言

謹

団体交渉中入審

当方組合員の昭和三十六年上期間本手当について、貴方と当方との間において団体交渉をもつて取りまねたので
府中入れます。

二十日、
下期 半当 要求書を提出

団体交渉中入も同時に行う

20日

六月二日

三之年度上期の本手当については、サ十二回定章中決定品組合いあつて
要求額二六、〇〇〇円を決定し、本要求書一各の要求書を提出
、同時にこのが団体交渉中入れも同時に行い、期本手当半当
を提出する。然るに貴方、こまなつた。
且、貴方期一二十万二千十一時、貴方期一各の要求書を提出
、同時にこのが団体交渉中入れも同時に行う。
貴方期一各の要求書を提出し、同時にこのが団体交渉中入れも同時に行う。

西島一市 謹言

交渉中入書

月分会計報告説明

予備七

出戻り金 2,241,222 (3.4月分)

支 出 2,281,967

差 引 182,187

繰上入 X-2-17事務所 富田町 50,000

十年史 所 50,000

事務所 北園分館付 6-7月分 30,000

4-7月 X-2-17 事務所 富田町 151,500

経営上本部 富田町 11-12月 3月 4-7月分

所 12月分送付とる。事務所統

与 分

出戻り金 2,216,265 (3)中カシバ 20,000,000 (5月)

支 出 708,261 (本年に44,444,444 (12月分))

差 引 497,885

繰上入 スパダニ 富田町、崎地方より送金

所 富田町、崎地方より送金 20,000

上京所 中(4) 富田 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

富田町 富田町、崎地方より送金 41,444

昭和36年5月収支報告書

支店費

翌月繰越高明細

未決算勘定明細

大目別	科目	明細	金額	金額
収入	売上金	2,728,600	2,728,600	
	商品収入	1,600	1,600	
	手数料収入	160,165	160,165	
	雑収入	2,991,365	2,991,365	
支出	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
繰越	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
繰越	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	

大目別	科目	明細	金額	金額
収入	売上金	2,728,600	2,728,600	
	商品収入	1,600	1,600	
	手数料収入	160,165	160,165	
	雑収入	2,991,365	2,991,365	
支出	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
繰越	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	

大目別	科目	明細	金額	金額
収入	売上金	2,728,600	2,728,600	
	商品収入	1,600	1,600	
	手数料収入	160,165	160,165	
	雑収入	2,991,365	2,991,365	
支出	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
繰越	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	

支店費

翌月繰越高明細

大目別	科目	明細	金額	金額
収入	売上金	2,728,600	2,728,600	
	商品収入	1,600	1,600	
	手数料収入	160,165	160,165	
	雑収入	2,991,365	2,991,365	
支出	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
繰越	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	

大目別	科目	明細	金額	金額
収入	売上金	2,728,600	2,728,600	
	商品収入	1,600	1,600	
	手数料収入	160,165	160,165	
	雑収入	2,991,365	2,991,365	
支出	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
繰越	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	

未決算勘定明細

大目別	科目	明細	金額	金額
収入	売上金	2,728,600	2,728,600	
	商品収入	1,600	1,600	
	手数料収入	160,165	160,165	
	雑収入	2,991,365	2,991,365	
支出	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
	仕入	1,000	1,000	
繰越	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	
	繰越	1,000	1,000	

營業積立金特別會計 (57)

項目	金額	項目	金額
營業積立金	2,179,911.11	營業積立金	1,161,100.00
營業積立金	1,625,111.11	營業積立金	2,179,911.11
營業積立金	1,625,111.11	營業積立金	1,625,111.11
計	2,179,911.11	計	2,179,911.11

項目	金額
營業積立金	2,179,911.11
營業積立金	1,161,100.00
營業積立金	2,179,911.11
營業積立金	1,625,111.11
營業積立金	2,179,911.11
營業積立金	2,179,911.11
計	2,179,911.11

資金貸付金特別會計
長期第一回

項目	金額	項目	金額
資金貸付金	2,179,911.11	資金貸付金	1,161,100.00
資金貸付金	1,625,111.11	資金貸付金	2,179,911.11
資金貸付金	1,625,111.11	資金貸付金	1,625,111.11
計	2,179,911.11	計	2,179,911.11

全生性貸付金特別會計

項目	金額	項目	金額
全生性貸付金	2,179,911.11	全生性貸付金	1,161,100.00
全生性貸付金	1,625,111.11	全生性貸付金	2,179,911.11
全生性貸付金	1,625,111.11	全生性貸付金	1,625,111.11
計	2,179,911.11	計	2,179,911.11

大南貸付金特別會計

項目	金額	項目	金額
大南貸付金	2,179,911.11	大南貸付金	1,161,100.00
大南貸付金	1,625,111.11	大南貸付金	2,179,911.11
大南貸付金	1,625,111.11	大南貸付金	1,625,111.11
計	2,179,911.11	計	2,179,911.11

第一回

項目	金額
大南貸付金	2,179,911.11
大南貸付金	1,161,100.00
大南貸付金	2,179,911.11
大南貸付金	1,625,111.11
大南貸付金	2,179,911.11
大南貸付金	2,179,911.11
計	2,179,911.11

第二回

項目	金額
大南貸付金	2,179,911.11
大南貸付金	1,161,100.00
大南貸付金	2,179,911.11
大南貸付金	1,625,111.11
大南貸付金	2,179,911.11
大南貸付金	2,179,911.11
計	2,179,911.11

1. 収入予算についての考え方

従来より9箇行期を計に臨み、年度の企画形成等に資するため、企画部並びに各局の長官が参画され、これに対する各局の報告をらうづけ意見を交しあう機会に於いて意見交換をなしている。しつして市政刷新計画が各局長官の参画を要し、併せて各局の企画部上げを要するため、各局長官全体の諮問があらうて予定し、しかも参画を要するが、次の収入方式によって議決を要することになった。

- (1) 予算成立会より収入に算入した。(3,372,000円)と(2)と65,620円=4,437,620円
 (2) 1959.3.31 現在納入人員 945,916 (平均納入率)
 1960.3.31 " 82,697 12,879.72 × 2/43 = 22,659.44
 1961.3.31 " 71,553 12,879.72 × 2/54 = 22,261.44

以上の如く納入人員は削減し、毎月の賦課が削減され、納入が不足となった。従って差額を繰越するため、前年度の人員減率1/3年の平均値を求め、地方本部費の不足額を繰越した。

2. 支出予算についての考え方

支出予算については、市い各局長官に課の業務を要求する諸局のらうづけ意見を交して各局長官及び上層について再検討を付けられ、併せて、相対的削減と併行して、支出予算上層を削減し、各局長官に大市典業務上げを申し、追加削減があらうい削減を要することを見出し、60年度削減なし、70年度削減に要の追加削減を繰越して削減をした。

- (1) 関係項目 平均 1/54引上げ 1,992 (関係に対する増減) 月
 警察科 " 3.2 " 1,519.0
 総務科 " 13.5 " 3,012.6 光熱、燃料、テレ、電報
 文書科 " 5.0 " 1,243.5
 供 給 科 " 3.0 " 3,360 消防団、消防車、セキ等
 計 " " 9,119.3 + 65,620 = 138,440

→38年度4850

- (2) 執行部費及び関係ベースアップ 2000 × 33人 + 16,500 = 82,500 + 65,620 = 148,120

- (3) 以上の外に道路建設費、決算による削減、10,000 (差額)、及び事務所費削減人体費削減(1000円)を計上。

以上の①を除く削減を要し、2,50万上げをもって支出予算を削減した。

計上しては各々の削減をあらうなる健全財政ではあるが、都府の削減がらして支那削減、並に組合員の削減を要したから、減額額において最大の特けをすることを見出し、削減61年度予算案を提案する。

以上

版入の部

1961年度予算案

九州版

夏 秋 の 概

[illegible]

(一) 習合会社より譲渡を申入れて充分引揚していたが本日より交渉を始め、早急に両者の協定を経て新会社設立に動向したいと考えていると述べ、決の意思を行った。

一 本日は配給所を設立させて新しい会社を設立する件について、改めて説明申上げたい。

二 この問題は、先般の再協定交渉において、配給所を設立させることは是非について検討中である。従つて成敗が附連れば御相談すると申上げておいた。

異な先般譲渡交渉では配給所を設立させることにより、貴社の負担が重なり、その分だけには非難と受けられるのでは非独立されたいと説明致しておいた次第であるが、往々の経緯があつた後、結局配給所の問題として必ずしも譲渡交渉の中で紹介しなければならぬものでもない、それはそれとして再協定交渉以来の独自の問題として別途話し合うということと今日に至つた次第である。

三 まず配給所を設立させる理由を申上げる。

(イ) 設立させる第一の理由は、配給所はその性格上配給所本来の姿で運営するのが一番良いということである。

配給所が貴社の附属事業として貴会社との枠内にある限りどうしてもその制約を受けるので、その本来の姿である商社会社になることにより、配給所運営の積極性、柔軟性の発揮することが出来、とりもなおさずそれによつて配給所本来の使命である消費者に対するサービスを徹底と向上させることが出来るわけである。

(ロ) 第二点としては配給所が貴会社になると金融面の利便が考えられる

がである。内部取引の増加により、かりに融資があつたとしても、現状に於てはどうしても社内方面の融資融資に振りまかれることはやむを得ないことであり、貴会社とすれば規模は小さいながら、それだけの設備融資も獲得されるので、それを広げる設備その他配給所の強化に振り向けることができればサービス強化が出来ることになる。

(ハ) 第三に新会社になれば、それを足がかりとして色んな多角的発展の土台とすることができると思う。たゞまふその他金融関係の面での開発ということだけではなく、いわゆる業務的な面や、更に新事業のアイデアに基づいてお互いの業務の利便になるような財務諸目を研究して行きたいと思つている。

(ニ) 最後は、以上によつてサービスがよくなり、又配給所自体の内容が充実してくれば、貴会社としても、従来から配給所の関係で負担していた経費の支出が軽くなるわけで、そうすれば貴会社の対外信用も高まり、会社再建に寄与できることとなる。

四 以上の理由によつて、配給所をこの配給所として再建させたいと考えているが、御承知のように、例えば配給所の加増高麗炭の附属部門の設立ということは貴社の経営の趨勢であつて、そういうた意図でも新会社設立の意思を固く願ひたいと思う。

五 次に新会社設立に関する会社の提議を申上げる。

1. 新会社について

(イ) 設立する新会社は株式会社組織とする

(ロ) 資本金は大概 50 万円程度にする心算である

(ハ) 新会社の監理員は、原則的に現在の物資課各社の配給所関係役員に、そのまゝ任せてもらう。それで不足する分は補充しなければならぬと思ふが、所定パートタイマーを雇用致し入れる心算である

(ニ) 土地、建物は貴会社より新会社に譲渡、或は賃貸する

(e) 倉庫、商品等は株式会社より新会社に引継ぐ

2. 在職社員の新会社への引き継ぎ

(f) 労働条件を引継ぎし、全員新会社へ引き継ぐ

(g) 移転者は事業の都合による退職の取扱とする

(h) 株式会社への自営者営業は従前等に従業員登録があれば受入れる

(i) 新会社移転に際し人事労務問題については公営会社移転に伴う退職
金の取扱いを協定する

3. 新会社に移りたる人員の新会社における労働条件（賃金、退職金等）その
他については、移転前において一部の考え方をまとめているが、なお最終
的には決定を要する部分もあるので、その点については後日説明を申
上げるとしたい。

4. 設立の時期 早急にやりたい。

昭和新聞新会社設立に関する会社提案（第二案）

8. 3. 6. 5. 26

先般第一案の送交で分給条件その他について最終的には決定をみていない点もあるので、その点について後述説明すると申しておいたが、今般提案を得たので若干変更する点もあるがまとめて説明する。

尚、前案、創会の方でも会社提案を検討し賛同を求め、賛同としての意見を述べるといわれたが、本日の提案をきいて早速に検討し、会社の考えを創会諸君つて7日も速に新会社を賛同させることが出来よう努力を願っている。

一 新会社に賛同される人の引当条件その他について

1. 新会社の退会金は前案に申し送り専断部合議の取扱いとしますが、その退会金は新会社退会時に支給することとする。

2. 新会社の退会金について

新会社の退会金は前案に申し送り専断部合議の取扱いとしますが、その退会金は新会社退会時に支給することとする。

3. 資金、給与について

今般の新会社設立の趣旨が年間500万円の赤字を充てし、母会への進捗を期待するものであるので、移譲される方には進捗がたいことも要するが、三井も創始期分給に早し創会会社より2割ダウンしたペースで進捗している例もあり、我々も新会社が軌道に乗るまでの間は創会会社より低い割合で申告して頂きたいと考えている。尚、軌道に乗った後は新会社で進捗を決めることもしたい。

4. 営業時間について

従来から問題がある点である。売上高を増すために始業時間の営業時刻を改訂し消費者に最も便利に利用し易い時間に調整し、適正なものとして開始時刻の一端としたい。

5. 年次休暇について

移譲当時の休日数（7割分の年）は新会社に引継ぎ、休暇については新会社で決定して行きたい。

6. 福利厚生施設の費用について

福利厚生施設については従来通り利用させる。

7. 組合関係について

大分連合労働組合に加入させる。

二 新会社に移譲される人について

1. 前案も説明した通り、金沢新会社に移ってもらうのが原則であるが、特殊な事情のための特例措置については社内等に既知受入れ equal があれば受入れられる。

2. 上記の特例者の雇料金は今次会社移譲に伴う雇料の取扱を準用する。

3. 今回新会社へ移譲せず退会を希望する人については自己都合退会の取扱とする。

4. 後計協定に基づく人事移譲については、前案も説明した通り今次会社移譲に伴う人事移譲の特別措置を準用する。

三 新会社における人員管理は前案の通り

以上

人員計開表

8 36 6 26

区 分 項 目	職社人員 (836616)		計開人員		差 引	
	男	女	計	男	女	差
職 員	29	27	32	32	△	△
本 部	部長	12	12			
	事務次	12	11	20		
	庶務次		15	15		
	夜勤次	1	1			
班 組	班 長	26	26	52	28	36
	班 員				51	1
	班 員	1	1			
	班 員	1	2	3		
職 員	班 長	38	38			
	班 員	8	8			
	班 員	2	90	47	11	02
	班 員				53	△
合 計	7 月 1 日	27	27	48	02	△
	7 月 1 日					19
	7 月 1 日					17
	7 月 1 日					19
合 計	33	95	128	36	116	152
差 引	63	75	159	68	116	170

配給所収支表

8 36 6 26

年 度	3 5 年	3 6 年
配 上 回	636376	712287
消 上 利 益	52272	68545
物 品 費	1988	2568
文 書 費	00351	00637
紙 張 費	3371	4701
内 部 費	16332	12175
支 払 利 子		539
支 払 利 子	61043	61620
△ 損 益	△ 4771	2948

斗争部 斗争委員長 岡 吉 夫

九州地方第二次統一行動案施行に關する件

第一八回九州共産黨定期大会（六月二一日）は合議化反對、糾弾要求案の事について、地方役務に於ける統一行動を決定し、延期にわたつて合議化反對と對決して斗争ことを決定した。
具體的には同日、六月二六日の全国一斉の統一行動に對戦して、七月一日に第二次統一行動を實施することとを決定したが、中央斗争委員会は本大会の決定を組織、（中央共闘第一号、六月二四日）したので、大会決定にともなひ、左記報告する。

記

一、斗争部

イ、全国組織を進行する石炭資本に對する抗議

ロ、七項目の中心的要求のアップビル

二、ストライキ案人支部

九州共闘地下全支部（三區及び上新入支部を除く）

三、ストライキ共入期日及び規模

七月一日（一省方より二十四回強ストライキ）

四、糾弾要求の取扱い及び通告について

イ、糾弾要求員については、従來の進行に従ひ、各支部に對し協議決定せよ。

ロ、ストライキ通告は、九州地方本部の通告をもつて支部が実施せよ。

五、各支部は第一八回大会の別号懸案及び九斗黨六三号（六月二三日）にもとづく行動を實施せよ。

六、三連支部及び上新入支部の行動

イ、三連支部は中斗黨第一〇号（二月九日）及び中斗黨第一号（六月二四日）にもとずき、臨時大会等を

計画實施し、それをもつて統一行動に參加せよ。

ロ、上新入支部は臨時、第二九回全国大会及び第一八回九州共闘大会の決議事項を中心として、斗争部決定を組織

的に参加し、内部体制の一層の強化を図ることが必要を設備にある。

従つて、組織部を糾弾實施し、それをもつて統一行動に参加せよ。

ロープ回収資金資料

各坑井度尺荷負給炭額 (25.12 ~ 26.1)

36 A 27

月別	坑名	一 坑			二 坑			三 坑			四 坑		
		度尺	給炭額	度尺	度尺	給炭額	度尺	給炭額	度尺	給炭額	度尺	給炭額	度尺
12	Q.E.R.	12.2.27	423.6.4.74	502	406.6.1.2	623	406.7.2.0.6	2077	390.7.3.2				
	P.L.	12.2.27	1.0.1.8.2.4.6			1.0.1.8.2.4.6	1.0.1.8.2.4.6						
	PL	12.2.27	6.6.0.2.1.4.9	502	406.6.1.2	623	406.7.2.0.6	2077	390.7.3.2	10.2.2.2	1.6.2.2.6.4.0.1		
1	Q.E.R.	12.2.27	6.6.0.2.1.4.9	502	406.6.1.2	623	406.7.2.0.6	2077	390.7.3.2				
	P.L.	12.2.27	1.0.1.8.2.4.6			1.0.1.8.2.4.6	1.0.1.8.2.4.6						
	PL	12.2.27	6.6.0.2.1.4.9	502	406.6.1.2	623	406.7.2.0.6	2077	390.7.3.2	10.2.2.2	1.6.2.2.6.4.0.1		
2	Q.E.R.	26.1.2	3.6.2.2.5.6.2	3071	2.4.0.5.6.2.9	2680	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2				
	P.L.	26.1.2	7.3.6.4.4	473	3.6.2.2.5.6.2	3071	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2	12.2.2.2	2.8.2.2.2.2.2		
	PL	26.1.2	3.6.2.2.5.6.2	3071	2.4.0.5.6.2.9	2680	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2				
3	Q.E.R.	27.2.2	2.6.2.2.5.6.2	2471	2.4.0.5.6.2.9	2680	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2				
	P.L.	27.2.2	7.3.6.4.4	473	3.6.2.2.5.6.2	3071	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2	12.2.2.2	2.8.2.2.2.2.2		
	PL	27.2.2	3.6.2.2.5.6.2	2471	2.4.0.5.6.2.9	2680	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2				
4	Q.E.R.	27.2.2	2.6.2.2.5.6.2	2471	2.4.0.5.6.2.9	2680	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2				
	P.L.	27.2.2	7.3.6.4.4	473	3.6.2.2.5.6.2	3071	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2	12.2.2.2	2.8.2.2.2.2.2		
	PL	27.2.2	3.6.2.2.5.6.2	2471	2.4.0.5.6.2.9	2680	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2				
5	Q.E.R.	27.2.2	2.6.2.2.5.6.2	2471	2.4.0.5.6.2.9	2680	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2				
	P.L.	27.2.2	7.3.6.4.4	473	3.6.2.2.5.6.2	3071	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2	12.2.2.2	2.8.2.2.2.2.2		
	PL	27.2.2	3.6.2.2.5.6.2	2471	2.4.0.5.6.2.9	2680	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2				
12-1	Q.E.R.	27.2.2	2.6.2.2.5.6.2	2471	2.4.0.5.6.2.9	2680	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2				
	P.L.	27.2.2	7.3.6.4.4	473	3.6.2.2.5.6.2	3071	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2	12.2.2.2	2.8.2.2.2.2.2		
	PL	27.2.2	3.6.2.2.5.6.2	2471	2.4.0.5.6.2.9	2680	2.8.2.0.5.2.9	1022	1.0.2.2.2.2				

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

昭和三十六年六月二十八日

日本炭鉱労働組合九州地方本部

執行委員長 九 岡 吉 夫

長島炭田株式会社

副社長 貝 塚 弘 人

通

合

書

貴社を初め石炭各産産を進行実施してまいります一方約金金集積費について、貴方は一言して反対の意思表示を行い、一方的進捗の即時中止と石炭産物の変更を求めて参りました。しかるに今は、石炭各社は、建設、有馬、日炭、大井、九洲、新産、仁徳、成ふれらるるに、自己の石炭政策に固執し、対峙者の一方的な犠牲による合理化を進行し、あるいは進行しつつあります。

貴方はこれに反対する抗議と、すでに明らかに参りました石炭産物の変更を要求して大和炭産新十八回定期大会の決定に参り、左記の通り貴方行動を行いますので、追合致します。

尚、本通告による貴方行動の責任の一切は九州地方本部に参りますので、念のため。

記

一、ストライキ突入本部

貴方傘下全支部（三陸及び上野人を除く）

一、ストライキの日及び関係

七月一日（貴方より二十四時間ストライキ

一、関係要員

従金の銀行に依る山元で協同する。

36. 6. 25 被 保 証 人 別 保証人 其後大之親屬等外債組合 36. 6. 27 迄

	保 入 日	期 日	保 入 額	返 還 額
大 正 位 形 別 組	34. 2. 8	35. 2. 14	1532000	1112000
"	34. 10. 17	35. 2. 14	4842000	4130800
"	34. 12. 25	35. 12. 14	1542000	1294100
"	35. 1. 31	35. 12. 31	12000000	24500000
(一院支部)	34. 2. 8	35. 4. 14	24000000	3730000
(本院支部)	35. 12. 28	36. 12. 28	20000000	10780000
"	34. 4. 8		10000000	2000000
"	34. 4. 20		10000000	2000000
小 計			102787000	11614700
日 本 二 院 形 別 組	35. 12. 22	36. 4. 17	102000	0
"	"	36. 10. 17	4103000	1370278
"	"	35. 1. 17	1673000	1754600
"	"	35. 12. 17	12730000	2201142
小 計			21564000	14724036
大 正 形 別 組	35. 1. 24	36. 2. 25	110000	56100
"	"	37. 2. 25	253000	275775
"	"	37. 1. 25	2200000	2450000
小 計			2763000	3081875
日 本 形 別 組 (共済会)	36. 4. 28	37. 2. 20	2000700	2000700
一 院 支 部	36. 5. 12		30000000	30000000
二 院 支 部	36. 5. 17		42000000	42000000
三 院 支 部	36. 6. 17		42000000	42000000
小 計			126000700	126000700
九州大平田形別組共済会	36. 6. 12	37. 2. 31	2400000	2400000
"	36. 6. 27	37. 2. 30	12000000	12000000
小 計			32000000	32000000
九州大平田形別組共済会	36. 6. 27	37. 2. 30	4000000	4000000
小 計			4000000	4000000
合 計			172574700	121634711

	借入額	6/30 現在繰高	
員工 興 盛 協 同	合計 4795000	合計 5152203	最終同日 22 2 6
員 工 興 盛 協 同	340000	72040	" 22 2 17
大 興 支 店	72000	82134	" 22 18 23
新 興 支 店	300000	95240	" 22 18 23

聖賢之德，不可及也。

地則走而相告曰

其後又言

四
十
五

四、十六、二十一、二十六

方と千葉の境に

一、湖光秋月

專心の研鑽するに

をふしとせう

[illegible]

於て其數量とし

天一閣

第一編の部

新刊新書一覽

此乃天之所

明樓山校理

謝安嘗語謝石之

歌更故樂の二反上

新獲陳忠宣公手記

2. 4. 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 8

甲辰陳純玄同甫乃

乙酉

てくぬきとて

卷之八 雜著一

町民の感情は

卷之四

一、

人之習入中二氣也

卷之四十八 二 漢書

卷一百一十五

の集會を企てしめ、

その計司を食すに

三六四編六八七五

昭和七年六月一日

東京市立図書館蔵書

蔵

ゴンプレッサー機種の製造法について

最近に於ける機械工業の進歩は、特にゴンプレッサー機種の改良に於けるが、今更
にその改良を促す必要があり、その改良の時期に於けるゴンプレッサー機種の改良
の進歩を述べよう。

一

製造法

1. 製造法の改良の必要を述べよう。

2. 製造法の改良の必要を述べよう。

3. 製造法の改良の必要を述べよう。

4. 製造法の改良の必要を述べよう。

5. 製造法の改良の必要を述べよう。

6. 製造法の改良の必要を述べよう。

7. 製造法の改良の必要を述べよう。

8. 製造法の改良の必要を述べよう。

9. 製造法の改良の必要を述べよう。

10. 製造法の改良の必要を述べよう。

11. 製造法の改良の必要を述べよう。

८५३

65. 3

續 集 136

事務所開設に关する諸条件について
(最 後 案)

2. 36 7. 5.

1. 有付方針

- ① 保安上安全を箇所であること
- ② 作業は早乙方とすること
- ③ 法に上る指導員又は助手をつけること
- ④ 同種係員も名前表を以て顔合すること

2. 人員配置計画

訓練班の部別配置については警務社様・支那側で協議するも安排に応じてその部数配置を変更することがある。

3. 訓練所内容

仕組、国産刑罰とし難易なものとより高度なものへ移行することは当然であるが、訓練所設備の状況、警察官等を考慮して適正に有付ける。

4. その他

- ① 同一の字に達したものは新組よりはし、新組に及て一般作業につかせる。但し、本人の意向により業務の事情等特別の理由あるものについては出所員に要するところもある。
- ② 同一の字に達した係員関係出身者で、捕獲関係職員の定員に欠員がある場合は本人の希望に応じて転属させることもある。
- ③ 従来実施中の院内新設訓練は廃止する。

5. 賃金取扱

別に定めるところによる。

6. 実施期日

昭和36年7月 日から実施する。

昭和36年度、町 県民税について

第9475 調査部

一 町 県民税所得割について

町民税、県民税の所得割の課税標準については、昨年度適用した単二方式の課税と本年度と適用することとなった。

1 町民税所得割額計算について

(1) 昭和36年、本年度の課税標準額より、税割所得控除を減じた額を課税標準とする。40万円以下は40万円、40万円～300万円までは40%、300万円～1000万円までは50%、1000万円以上の外に更に、特別控除がある。

(2) 所得40万円未満控除として、所得40万円以下は10%の金額を課税標準額より課税所得金額とする。

(3) 税割と特別控除額について(下記表参照)

(4) 課税標準額について(4)により計算された所得割額より、所得控除による課税標準額一人につき2000円を控除する。

(5) 町民税所得割額決定

(6) (5)により算出された町民税所得割額を計算すると、課税標準額は次の通りである。

(7) (課税標準額) - (6) × 20% + (6) × 5% = 課税標準額 (B) (1000円未満は10%増)

(B) × 税率 = 町民税所得割額 = 町民税所得割額 (1000円未満は10%増)

税額は3万円以下の基準、65万円以上の基準、20万円以下の基準、町民税は課税を除外される。

2 県民税所得割額について、各人別町民税所得割額 × 25% = 県民税所得割額

二 町 区 民 税 無 民 税 均 等 割 について

1 町民税均等割 200円

2 県民税 100円

税額、開居の要、13万円以下の基準、65万円以上の基準、20万円以下の基準、町民税は課税を除外される。

三 町民税所得割課税標準と特別控除額表

| 課税所得金額の段階 | 税率 | 特別控除額 | 課税所得金額の段階 | 税率 | 特別控除額 |
|----------------|-----|-------|------------------|-----|--------|
| 3万円以下全額 | 17% | - | 50万円以上100万円以下の全額 | 50% | 59900 |
| 3万円超5万円以下の全額 | 19% | 600 | 100万円超150万円以下の全額 | 60% | 159900 |
| 5万円超10万円以下の全額 | 23% | 2600 | 150万円超200万円以下の全額 | 70% | 329900 |
| 10万円超15万円以下の全額 | 29% | 7400 | 200万円超250万円以下の全額 | 80% | 529900 |
| 15万円超20万円以下の全額 | 30% | 9400 | 250万円超300万円以下の全額 | 90% | 729900 |
| 20万円超25万円以下の全額 | 40% | 39900 | 300万円超350万円以下の全額 | 90% | 729900 |

收入部 相當費處局推移表

[illegible]

| | | | |
|--------|---------|---------|-----------|
| アサギ野町 | 5,200 | 労働保険基金 | 77,318 |
| 社会福祉基金 | 192,445 | 市営債 | 75,555 |
| 基金出資金 | 273,610 | 丁年表 | 12,800 |
| ・ 恩賜預金 | 394,840 | おけの地盤整備 | 374,413 |
| 公社債基金 | 589,418 | さくら | 90,766 |
| 二民債 | 162,560 | 合計 | 2,628,247 |

| | |
|----------|---------|
| メーデー | 261.158 |
| 5月12日 | 277.220 |
| 調査報告 | 18.020 |
| 新奥 張虎松年表 | 26.837 |
| 4月19日 | 10.194 |

計 440.68P

| | |
|-------------|---------|
| 煙火代 | 2,000 |
| フラガード芸術賞金 | 10,000 |
| 記念マナー | 2,000 |
| 参加バス代 | 121,000 |
| 芝草草席代 | 33,000 |
| 作品贈り金 | 8,000 |
| 会場準備費 | 7,000 |
| スローガン・ポスター代 | 3,000 |
| マイルム | 10,000 |
| その他 | 600 |

24 261. 108

| | 19年 | 16年 | 計 |
|----|---------|---------|---------|
| 木部 | 208,052 | 205,777 | 413,829 |
| 竹部 | 76,203 | 55,666 | 131,869 |
| 草部 | 6,101 | 1,000 | 7,101 |
| 花部 | 7,555 | 5,905 | 13,460 |
| 果部 | 1,860 | 8,780 | 10,640 |
| 計 | 199,771 | 179,028 | 378,799 |

計 191.771 計 104.028 合計 295.799

| | |
|-------------|----------|
| 10年欠 1000番 | 937.000 |
| 360元欠 1000番 | 98.471 |
| 36元 欠 1000番 | 16.200 |
| 3元 欠 1000番 | 1.250 |
| 計 | 1062.921 |

計 1062.938

| | |
|----------|---------|
| 447 | 120.000 |
| 谷类及豆类分保金 | 7.000 |
| 林果、中耕作物等 | 30.000 |
| 中国水电、水利 | 60.000 |
| 野山、中国行 | 110.000 |
| 合计 | 227.000 |

44 227000

| | |
|--------|-------|
| 大连图书馆 | 27.50 |
| 十年历史知识 | 28.40 |
| 列宁著作选编 | 19.40 |
| 自然科学史话 | 18.50 |
| 入世者看世界 | 19.75 |
| 列宁著作选 | 19.00 |
| 毛泽东选集 | 12.00 |
| 邓小平时代 | 20.00 |
| 邓小平时代 | 27.00 |
| 邓小平时代 | 18.10 |

計 821 216

配給所分離に伴う

組合の基本方針

配給所については、われわれはこれを通利厚生の一端として採用 適用して来たが、今次 配給所分離の全額配給案に對して組合の基本的考え方を明確にする。

一 会社経営の健全化設立が、われわれの目標である中で、労働組合の健全化、配給所経営の健全化、その他、諸権利の利権には断固反対する。

配給所分離に伴う 組合の基本的方針

配給所については、ゆめめいはこれを組合員主体の一環として創設、活用して来たが、今次配給所分離の合理的措置に對して組合の基本的考えを明確にする。

一、配給所の設置がどのようなものにならうとも、そのことにより、ゆめめいの日常世帯の需要、市街その他の組合員の需要で、實質的に組合員下にあるものなことに對して反對する。

二、配給所組合との関係は、合理的の一環であるが、配給所と商業の分離を希望する者、配給所は全社員に施のらず、これを維持せられなくてはならない。

三、従つて、組合として金を提呈せず、商業的財源条件の下で、配給所の利益を享受しに對して反對する。

昭和36年度予算(示)

単位:円

| 大目別 | 小目別 | 35年度予算 | 35年度実績 | 予算 | 36年度予算 | 36年度実績 | 備考 |
|-----|-----|----------|----------|----------|---------|---------|----|
| 収入支 | 収入金 | 17846563 | 17846563 | 9985940 | 2790644 | | |
| | 徴収金 | 33599160 | 33599160 | 2195926 | 186064 | 2468928 | A |
| | 徴収金 | 25000 | 25000 | 25000 | 1200 | 1500 | B |
| | 徴収金 | 1921987 | 2072210 | 2014639 | 5846 | 167982 | C |
| 支出 | 経費 | 57287810 | 57287810 | 62396662 | 6192394 | 492210 | |
| | 人件費 | 60000 | 60000 | 20000 | 12790 | 166 | |
| | 給与 | 1428644 | 1428644 | 1178287 | 279871 | 93682 | D |
| | その他 | 417654 | 3869450 | 3017053 | 850197 | 47017 | |
| 貸付 | 貸付金 | 1689700 | 14281776 | 14368250 | 27224 | 122160 | |
| | 貸付金 | 304390 | 297565 | 20134 | 6307 | 2566 | E |
| | 貸付金 | 192840 | 308233 | 2001200 | 108473 | 16677 | F |
| | 貸付金 | 99320 | 60698 | 501000 | 10000 | 82092 | |
| 繰越金 | 繰越金 | 90000 | 70000 | 51000 | 9840 | 2650 | G |
| | 繰越金 | 1634300 | 1907563 | 1618150 | 283518 | 194977 | H |
| | 繰越金 | 1674300 | 197168 | 1699550 | 327722 | 137087 | |
| | 繰越金 | 60000 | 50000 | 60000 | 10000 | 5000 | I |
| 繰越金 | 繰越金 | 704000 | 704000 | 704000 | 704000 | 57030 | J |
| | 繰越金 | 1536000 | 1668500 | 14961000 | 173550 | 104675 | K |
| | 繰越金 | 1375000 | 1311000 | 1486000 | 20250 | 107500 | L |
| | 繰越金 | 304000 | 446089 | 506000 | 9211 | 65000 | M |
| 繰越金 | 繰越金 | 600000 | 365401 | 950000 | 86599 | 7500 | N |
| | 繰越金 | 4975000 | 949565 | 4460000 | 70400 | 22000 | O |
| | 繰越金 | 201000 | 304000 | 100000 | 100000 | 10000 | P |
| | 繰越金 | 20000 | 7000 | 50000 | 20000 | 4166 | Q |
| 繰越金 | 繰越金 | 50000 | 20000 | 50000 | 600 | 4166 | R |
| | 繰越金 | 100000 | 63400 | 70000 | 6340 | 5012 | S |
| | 繰越金 | 197400 | 104126 | 1032000 | 896 | 10361 | T |
| | 繰越金 | 90000 | 90000 | 90000 | 827 | 2500 | U |
| 繰越金 | 繰越金 | 358500 | 608700 | 1214000 | 710500 | 108600 | V |
| | 繰越金 | 18000 | 18000 | 23700 | 6700 | 1875 | W |
| | 繰越金 | 30000 | 18100 | 100000 | 30000 | 8930 | X |
| | 繰越金 | 60000 | 30601 | 50000 | 17379 | 9166 | Y |
| 繰越金 | 繰越金 | 5134416 | 4610899 | 5357150 | 74471 | 444448 | Z |
| | 繰越金 | 870000 | 708977 | 770000 | 103 | 67166 | AA |
| | 繰越金 | 500000 | 431216 | 450000 | 12884 | 37500 | AB |
| | 繰越金 | 20000 | 19070 | 20000 | 5700 | 2082 | AC |
| 繰越金 | 繰越金 | 100000 | 100000 | 110000 | 20 | 3000 | AD |
| | 繰越金 | 300798 | 520000 | 700103 | 399103 | 6000 | AE |
| | 繰越金 | 602321 | 606699 | 2747500 | 281099 | 91000 | AF |
| | 繰越金 | 904545 | 1062084 | 1062084 | 1062084 | | AG |
| 計 | | 10106830 | 9275191 | 9274663 | 418962 | 816212 | |
| 繰越金 | | 770891 | 775891 | 200000 | 475891 | 16666 | AH |
| 繰越金 | | 5674000 | 5674000 | 1000000 | 5674000 | 24000 | AI |
| 繰越金 | | 700000 | 200000 | 200000 | 0 | 200000 | AJ |
| 繰越金 | | 6064000 | 4019409 | 5404650 | 610000 | 2222700 | AK |
| 繰越金 | | 10642837 | 945201 | 945201 | | | AL |
| 繰越金 | | 5107210 | 6003000 | 4004000 | | | AM |

(12) 計 登 費 120,500円

| | | |
|-----|----------|---------------------|
| 乗車料 | 1日 | 5200円 |
| バス料 | 2 | 3000円 |
| 食料 | 2500円×5回 | 12500円 |
| 其の他 | | 2000円 |
| 計 | | 12800円+12500円+2000円 |

(3) 圖書費 123,200円

1234009010 = 1234009

(12) 印刷費 1314250円

[illegible]

居住区分会費内訳

| | 居住区分会費 | | 居住区分会費 | | 居住区分会費 | | 居住区分会費 | | 居住区分会費 | | 合計 | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|
| | 人数 | 金額 | 人数 | 金額 | 人数 | 金額 | 人数 | 金額 | 人数 | 金額 | | | |
| 本社 | | | | | 12 | 1,000 | 2 | 400 | 2 | 1,000 | 2,400 | | |
| 二坑 | 11 | 5,200 | 11 | 5,500 | 10 | 2,000 | 7 | 3,500 | 10 | 2,000 | 22,200 | | |
| 新坑 | 26 | 11,900 | 26 | 13,000 | 26 | 5,200 | 9 | 4,500 | 22 | 9,400 | 46,000 | | |
| 五坑 | 10 | 4,700 | 10 | 5,000 | 9 | 1,800 | 2 | 4,000 | 7 | 1,400 | 3,900 | 26,800 | |
| 六坑 | 7 | 3,000 | 7 | 3,500 | 6 | 1,200 | 2 | 4,000 | 6 | 1,200 | 3,200 | 16,100 | |
| 計 | 54 | 24,800 | 54 | 27,000 | 51 | 10,200 | 24 | 17,000 | 27 | 9,400 | 34 | 12,100 | 107,500 |

購 入 報 費

| | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 労働新聞 | 1,200円 | 調査と資料 | 1,100円 | 毎日新聞 | 4,480円 |
| 労働法令 | 3,000円 | 労働会報 | 1,200円 | 西日本新聞 | 4,480円 |
| 労働雑誌 | 5,600円 | 新聞社会主義 | 300円 | アカハス | 7,280円 |
| 新聞年鑑 | 1,200円 | 学習の友 | 780円 | 読書タイムス | 2,640円 |
| 日経週タイムス | 700円 | 月刊読書 | 200円 | ダイヤモンド | 5,000円 |
| 資金週刊 | 3,000円 | 朝日新聞版 | 1,200円 | エコノミスト | 4,500円 |
| 日本経済新聞 | 2,800円 | 読者週刊 | 2,000円 | 世界 | 2,500円 |
| 労働新聞雑誌 | 2,400円 | 労働新聞 | 1,500円 | 中央公論 | 2,500円 |
| 石炭週刊 | 1,000円 | 朝日新聞 | 4,480円 | | |
| 社会労働部 | 880円 | 夕刊フタチ | 1,760円 | | |
| 月刊読書 | 1,200円 | 日本経済新聞 | 1,760円 | 計 | 102,200円 |

貸借対照表

昭和26年5月31日現在

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|--------------|-------|---------------|
| 現金 | 3,354.00 | 借入金 | 4,261,251.00 |
| 預金 | 5,621,500.00 | 当座貸越金 | 3,513,746.00 |
| 有価証券 | 866,000.00 | 貸出金 | 1,531,661.00 |
| 固定資産 | 2,660,000.00 | 繰上金 | 775,221.00 |
| 繰上金 | 3,023,601.00 | 繰上金 | 11,126,522.00 |
| 繰上金 | 8,212,151.00 | 繰上金 | 12,333,650.00 |
| 繰上金 | 1,100,000.00 | 繰上金 | 10,543,860.00 |
| 繰上金 | 1,123,830.00 | | |
| 繰上金 | 1,750,650.00 | | |
| 繰上金 | 1,222,226.50 | 繰上金 | 1,222,226.50 |

通計

現金 3,354.00 借入金 4,261,251.00
預金 5,621,500.00 当座貸越金 3,513,746.00
有価証券 866,000.00 貸出金 1,531,661.00
繰上金 775,221.00

収支計算報告書

昭和26年5月31日
至昭和26年5月31日

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|--------------|-------|---------------|
| 現金 | 3,354.00 | 借入金 | 4,261,251.00 |
| 預金 | 5,621,500.00 | 当座貸越金 | 3,513,746.00 |
| 有価証券 | 866,000.00 | 貸出金 | 1,531,661.00 |
| 繰上金 | 775,221.00 | 繰上金 | 11,126,522.00 |
| 繰上金 | 8,212,151.00 | 繰上金 | 12,333,650.00 |
| 繰上金 | 1,100,000.00 | 繰上金 | 10,543,860.00 |
| 繰上金 | 1,123,830.00 | | |
| 繰上金 | 1,750,650.00 | | |
| 繰上金 | 1,222,226.50 | 繰上金 | 1,222,226.50 |

貸借対照表

昭和26年5月31日現在

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|--------------|-------|---------------|
| 現金 | 3,354.00 | 借入金 | 4,261,251.00 |
| 預金 | 5,621,500.00 | 当座貸越金 | 3,513,746.00 |
| 有価証券 | 866,000.00 | 貸出金 | 1,531,661.00 |
| 繰上金 | 775,221.00 | 繰上金 | 11,126,522.00 |
| 繰上金 | 8,212,151.00 | 繰上金 | 12,333,650.00 |
| 繰上金 | 1,100,000.00 | 繰上金 | 10,543,860.00 |
| 繰上金 | 1,123,830.00 | | |
| 繰上金 | 1,750,650.00 | | |
| 繰上金 | 1,222,226.50 | 繰上金 | 1,222,226.50 |

現金 3,354.00 借入金 4,261,251.00
預金 5,621,500.00 当座貸越金 3,513,746.00
有価証券 866,000.00 貸出金 1,531,661.00
繰上金 775,221.00
繰上金 8,212,151.00
繰上金 1,100,000.00
繰上金 1,123,830.00
繰上金 1,750,650.00
繰上金 1,222,226.50

目 錄

第 36 卷 第 5 期 31 頁 經 理 論

[illegible]

共濟貸付金特別會費

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 目 | 金額 | 目 | 金額 |
| 貸 金 手 金 | 2006997 | 貸 付 金 利 子 | 490829 |
| 貸 付 金 | 5985988 | 貸 付 金 利 子 | 82376 |
| | | 貸 本 金 | 8338609 |
| | | 貸 入 金 | 901000 |
| 計 | 5992985 | 計 | 5992985 |

第 二 部

| 支 部 名 | 貸 付 金 |
|---------|---------|
| 本 部 支 部 | 85920 |
| 二 坑 支 部 | 932153 |
| 新 坑 支 部 | 886756 |
| 五 坑 支 部 | 392988 |
| 六 坑 支 部 | 182060 |
| 計 | 1532376 |

第 三 部

| 支 部 名 | 貸 付 金 |
|---------|---------|
| 本 部 支 部 | 130210 |
| 二 坑 支 部 | 321193 |
| 新 坑 支 部 | 1015037 |
| 五 坑 支 部 | 432980 |
| 六 坑 支 部 | 188320 |
| 計 | 2452552 |

品 名 目 録

(昭和34年3月現在)

| 品 名 | 数量 | 金額 | 品 名 | 数量 | 金額 | 品 名 | 数量 | 金額 |
|------------|----|-------|--------------|----|--------|---------------|----|---------|
| 1 ユースカー | 1 | 0 | 32 手提金庫 | 2 | 3925 | 72 電気ストーブ | 2 | 12500 |
| 2 片端機 | 17 | 70350 | 33 輪転機 | 1 | 35000 | 74 紙 白 幕 | 2 | 10000 |
| 3 〃 | 2 | 1200 | 34 映 写 機 | 1 | 336750 | 80 螢 光 灯 | 17 | 62555 |
| 4 タイプ機 | 1 | 1200 | 40 暗 幕 | 22 | 12500 | 82 ジヤバラ螢光灯 | 1 | 4300 |
| 5 両端機 | 3 | 22500 | 41 映 写 機 | 1 | 1000 | 83 ミ キ ャ ー | 1 | 10000 |
| 6 事務機 | 4 | 14120 | 42 写 真 機 | 2 | 72300 | 85 三時映写交換レンズ | 1 | 10000 |
| 7 会議機 | 38 | 86120 | 43 マ ミ ャ ガ ン | 3 | 5700 | 87 写真機三脚 | 1 | 2400 |
| 8 演 台 | 1 | 1250 | 44 写真用乾電池 | 1 | 2100 | 88 丹 鉛 | 5 | 10000 |
| 9 演 台 | 2 | 4500 | 45 写真用引伸器 | 1 | 12100 | 89 露 出 計 | 1 | 2500 |
| 10 演 台 | 8 | 14400 | 46 ラ ジ オ | 1 | 14000 | 90 カメラ交換レンズ | 1 | 10000 |
| 11 小 型 卓 子 | 2 | 2500 | 47 炭 火 セ ッ ト | 4 | 83670 | 92 照 風 機 | 1 | 3200 |
| 12 扇 機 | 3 | 1800 | 48 マ イ ン | 3 | 4200 | 94 秒 時 計 | 1 | 5000 |
| 13 回転事務用椅子 | 5 | 5100 | 49 広 用 機 | 3 | 2000 | 95 ビュールカーテン | 1 | 4275 |
| 14 〃 | 15 | 22320 | 50 レコードプレーヤー | 1 | 5600 | 96 フロパンション | 1 | 2700 |
| 15 常用椅子 | 13 | 12000 | 51 コンバーター | 2 | 2700 | 97 戸 棚 | 1 | 1350 |
| 16 事務用椅子 | 7 | 2060 | 52 ふ と ん | 14 | 32710 | 98 原動機付自転車 | 2 | 104000 |
| 17 折 疊 椅 子 | 20 | 24750 | 53 面 ぶ と ん | 17 | 6280 | 100 ナーフオーダー | 1 | 25500 |
| 18 長 椅 子 | 2 | 22275 | 54 毛 毯 | 10 | 2600 | 101 洗 濯 マ イ ト | 1 | 13000 |
| 19 ひ じ 椅 子 | 2 | 10211 | 55 か 座 | 3 | 4120 | 102 石油ストーブ | 1 | 22200 |
| 20 摺 子 座 | 1 | 2550 | 56 自 転 車 | 4 | 10000 | | | |
| 21 電 立 | 3 | 18220 | 60 電 扇 | 2 | 10000 | 合 計 | | 1752657 |
| 22 二 重 自 転 | 5 | 32250 | 61 照 風 機 | 7 | 174970 | | | |
| 23 蓄 電 箱 | 8 | 12250 | 62 天 幕 | 2 | 34000 | | | |
| 24 タイプライター | 1 | 62000 | 63 仕 時 計 | 4 | 2000 | | | |
| 25 計 算 器 | 2 | 60210 | 64 瓦 数 映 定 器 | 1 | 4000 | | | |
| 26 ヤヤビネット | 2 | 20000 | 65 一酸化炭素検出器 | 1 | 2900 | | | |

| 番 号 | 品 名 | 数 量 | 単 位 | 品 名 | 数 量 | 単 位 | 品 名 | 数 量 | 単 位 | |
|-----|-------------------|-----|----------|-------------|----------------|---------|------------------|----------------|--------|--------|
| | 管 道 品 | | | 鋼 入 | | | 36 鋼 (イ) ス ト ー プ | 1 | 5,100 | |
| | テ レ ビ | 1 | 24 | タイプライター | 1 | 6,200 | 36 ス ト ー プ | 6 | 12,200 | |
| | 電 気 ス ト ー プ | 1 | 24 | 輪 転 機 | 1 | 3,800 | 37 圧 火 鉢 | 7 | 2,100 | |
| | | | 47 | ラ ヅ | 1 | 1,800 | 44 鋼 ぶ | 5 | 4,200 | |
| | 同 部 | | 73 | 電 気 ス ト ー プ | 1 | 2,700 | 70 鉄 網 | 4 | 9,200 | |
| 1 | ニ ュ ー ス ガ ー | 1 | 100 | 2000 | 72 鋼 鋼 骨 自 転 車 | 2 | 10,600 | 77 播 香 器 | 7 | 23,800 |
| 6 | 車 輪 機 (個) | 1 | 2,250 | 100 | テ ー プ コ ー ダ | 1 | 2,500 | 107 | | |
| 7 | 金 網 機 (個) | 1 | 2,265 | 101 | 鋼 骨 マ イ タ | 1 | 12,000 | 79 進 貨 オ フ 札 機 | 1 | 1,200 |
| 12 | 鋼 網 車 輪 用 輪 子 (個) | 10 | 1,900 | 102 | 石 油 ス ト ー プ | 1 | 2,800 | 81 ハ ン ド ル 閉 合 | 1 | 450 |
| 14 | 車 輪 用 輪 子 | 3 | 1,700 | | 計 | 35,4240 | 72 テ レ フ ォ ン 合 | 3 | 4,500 | |
| 17 | 折 疊 機 子 | 18 | 2,750 | | | | 計 | | 73,590 | |
| 20 | タイプライター | 1 | 3,800 | | 器具に切替え用品 | | | | | |
| 30 | 輪 転 機 | 1 | 24,100 | 27 | キ ャ ナ ギ ス | 4 | 1,300 | | | |
| 47 | ラ ヅ | 1 | 4,900 | 301 | 鋼 算 尺 | 1 | 300 | | | |
| 54 | 座 ぶ と ん | 1 | 330 | 302 | バ ン ヤ | 1 | 100 | | | |
| 57 | 自 転 車 | 1 | 14,200 | 303 | ハ ト イ バ ン ヤ | 1 | 100 | | | |
| 62 | 灯 | 1 | 2,000 | 304 | 製 鋼 キ ャ ッ ト | 1 | 200 | | | |
| 72 | 鋼 網 骨 自 転 車 | 1 | 5,200 | 305 | ト レ ス 合 | 1 | 700 | | | |
| | 計 | | 231,7575 | 30 | ナ ン バ ー ラ ン グ | 1 | 2,000 | | | |

| 品 名 | 数 量 | 計 号 | 品 名 | 数 量 | 計 号 |
|---------|--------|-----|---------|-----|-----|
| 本 関 洋 紙 | 78枚 | | とじひも | 2束 | |
| 西 洋 紙 | 12000枚 | | タビラビン | 27箱 | |
| ニ ュ ー ス | 2700枚 | | セロテープ | 1箱 | |
| 連 綿 用 紙 | 35000枚 | | 修 正 紙 | 9本 | |
| 原 紙 用 | 70枚 | | マジック | 6本 | |
| 黒 表 紙 | 6枚 | | キ インキ | 1本 | |
| 白 表 紙 | 88枚 | | ホワタギス針 | 7箱 | |
| ノ ー ト | 7冊 | | ふ い め ん | 18ヶ | |
| 両 面 郵 紙 | 18冊 | | 押 ビ ン | 28箱 | |
| ワスカタブ | 33冊 | | 押 ゴ ム | 9箱 | |
| 鉛 筆 | 68本 | | ハ リ ビ ン | 20箱 | |
| 鉄 筆 | 3本 | | 輪 ゴ ム | 1箱 | |
| ナ イ フ | 6本 | | ペ ン 筒 | 70本 | |
| 封 筒 大 | 280枚 | | ペ ン 輪 | 6本 | |
| 中 | 520枚 | | し で ひ も | 2ヶ | |
| 小 | 1200枚 | | 手 帳 | 2冊 | |

昭和35年度収支報告書

生 帶 質

次期繰越高明細

[illegible]

東坡集卷之四

| 代
表 | 加
金
額 | 附
金
額 |
|--------|-------------|-------------|
| 蔡樹文君 | | 232.50 |
| 黃玉蘭女士 | | 169.50 |
| 余山氏夫人 | | 176.25 |
| 黃上氏夫人 | | 97.50 |
| 計 | | 675.75 |

| 原 | 反 | 金 | 用 | 細 |
|-----|---|---|---|--------|
| 費 | 金 | 目 | 金 | 帳 |
| 材料費 | | | | 850 |
| 燃料費 | | | | 170495 |
| 批 | | | | 172495 |

图 35 年度收支报告

| 项目 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 收入 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 |
| 支出 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 |
| 结余 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

斗年費

| 项目 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 收入 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 |
| 支出 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 | 2,760,000 |
| 结余 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

龍業積立金特別會計

| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
|-----|------------|-----|------------|
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |

| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
|-----|------------|-----|------------|
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |

労働賃金特別會計

| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
|-----|------------|-----|------------|
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |

次期繰越高期和

| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
|-----|------------|-----|------------|
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |

未決算勘定明細

| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
|-----|------------|-----|------------|
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |

金斗生活費金特別會計

| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
|-----|------------|-----|------------|
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |
| 支取金 | 10,000,000 | 支取金 | 10,000,000 |

